

宇都宮市森林整備計画

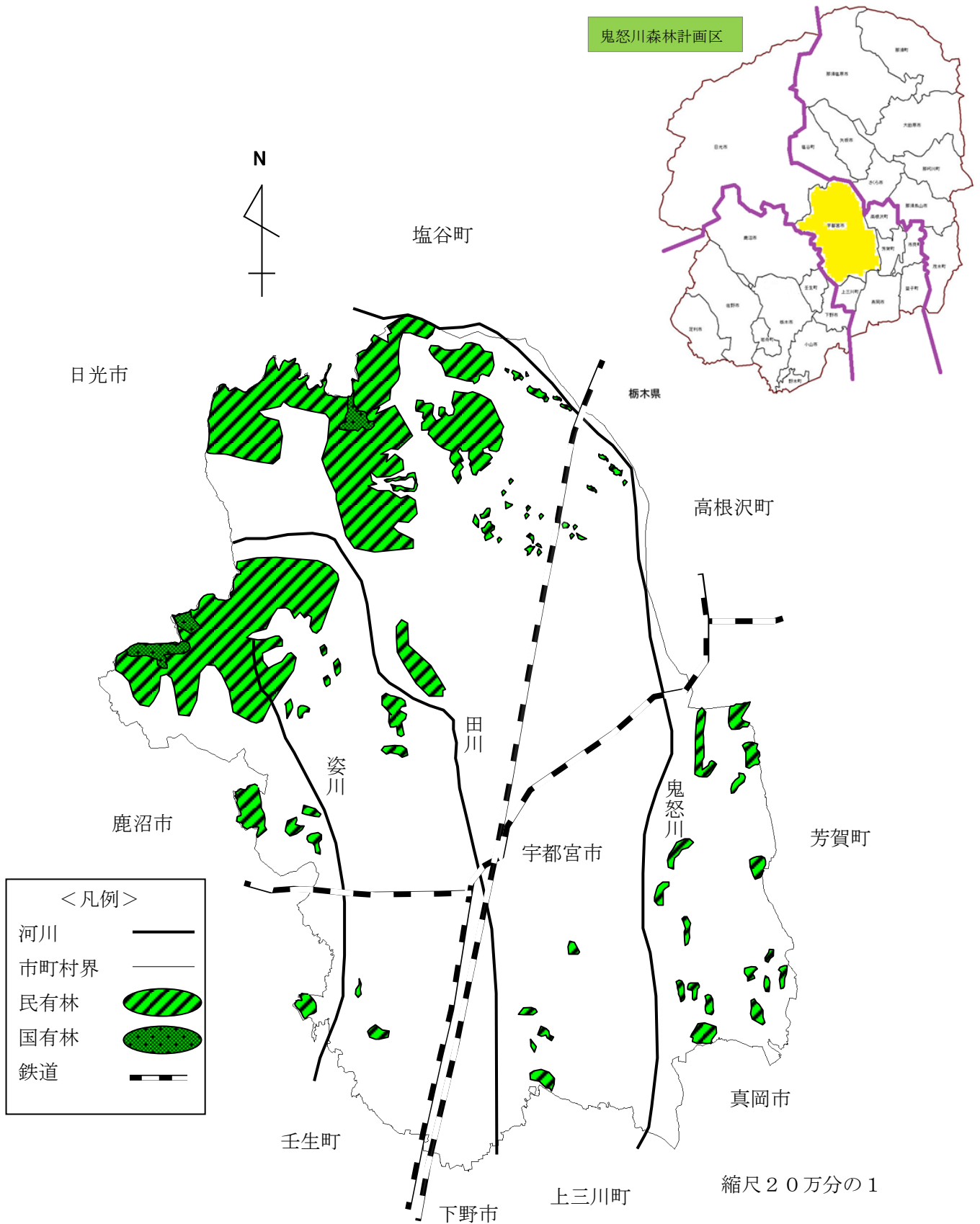
計画期間

自	令和 6 (2024) 年	4 月	1 日
至	令和 16 (2034) 年	3 月	3 1 日

令和 6 (2024) 年 3 月 22 日策定

栃 木 県
宇 都 宮 市

宇都宮市位置図



目 次

I	伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項.....	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項.....	10
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準.....	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢, 間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準... ..	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
第4	公益的機能別施業森林等の森林の整備に関する事項.....	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法.....	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針.....	15
2	森林の経営の受託等による規模拡大を促進するための方策.....	15
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項.....	16
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	16
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項.....	16
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	17
3	作業路網の整備に関する事項	17
第8	その他必要な事項	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	18
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	18

III	森林の保護に関する事項	19
	第1 鳥獣害の防止に関する事項	19
	1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	19
	2 その他必要な事項	19
	第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	20
	1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	20
	2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	20
	3 林野火災の予防の方法	20
	4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	20
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	20
V	その他森林の整備のために必要な事項	20
	1 森林経営計画の作成に関する事項	20
	2 生活環境の整備に関する事項	21
	3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	21
	4 森林の総合利用の推進に関する事項	21
	5 住民参加による森林の整備に関する事項	21
	6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	21
	7 その他必要な事項	22

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、栃木県のほぼ中央、東京から約100km北に位置し、北西に日光連山、北に那須連峰を望み、市内の北部には羽黒山等標高400m級、西部には古賀志山等標高500m級の山々が連なる。中央部から東部・南部にかけてはほぼ平坦な地形で関東平野が広がり、東部に鬼怒川、中央に田川、西部に姿川の3つの河川が流れている。

本市の総面積は41,685haであり、そのうち森林面積は、7,997haで、総面積の約20%を占めている。民有林面積は、7,503haで、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は、4,633haである。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山と、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林とで構成されているが、森林に対する住民の意識・価値観が多様化しており、水源涵養、生活環境保全、保健文化、木材生産及び二酸化炭素の吸収など求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

北西部の上河内、城山、国本、富屋、篠井地区は昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われ、伐期を迎えた林分も多く、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図り、計画的な伐採と安定供給を実現し、環境に優しい木材の有効活用が必要となっている。

城山地区は古賀志山等の自然景観に優れ、特に赤川ダム周辺は森林公園として市民に親しまれており、多面的機能の充実と景観整備も期待されている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域森林計画で5つに区分した機能のうち、本市の森林資源を踏まえ、水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節するための「水源涵養機能」、生活環境の悪化を防止し快適な生活環境を保全・形成するための「快適環境形成機能」、保健・文化及び教育活動に寄与する機能や自然環境を保全・形成するための「保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能」、木材等森林で生産される資源を育成するための「木材等生産機能」の4つの機能に分類し、次表に示す機能が高度に発揮される森林を目指す。

森林の機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none">・ 下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸・保水能力の高い土壌を有する森林
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none">・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none">・ 自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林・ 必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林・ 原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none">・ 木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林・ 林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本市の針葉樹林は、主伐期を迎えたⅩ齡級～ⅩⅢ齡級が全体の約60%を占め、広葉樹林においても確実な更新が必要なことから、(1)で掲げた森林の各機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林管理を行う。

また、主伐期を迎えた森林については、皆伐による更新を推進し、その地域の森林機能を最大限発揮させることができる樹種や近年の社会的情勢を踏まえ花粉発生源対策を促進するための無花粉スギ・少花粉スギなどの造林を積極的に行っていく。

このため、本市の森林施業の中心的担い手となっている森林組合と、森林所有者との間に締結される長期受委託契約に基づく森林経営計画の策定を促進し、施業の集約化を図り、計画的な森林整備の体制整備に努めていく。

それぞれの機能に応じた森林施業の推進方策については、次表に示す施業方針を基本的な考え方とする。

森林の機能	施業方針
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本 伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散 自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本 樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進
保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全の推進
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進 施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進 将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を推進

3 森林施業の合理化に関する基本方針

計画的な施業による適切な森林への誘導と安定的な木材供給のためには、一定のまとまりをもった森林を対象として、意欲と能力のある林業経営体により計画的かつ効率的な施業が実施されることが重要である。

そのため、森林組合等と連携し、森林所有者等に対する施業の長期受委託の働きかけを積極的に行い、森林経営計画の策定による施業の集約化、作業コスト低減や作業合理化を図る。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し、次表に示す年齢を基準として定める。

鬼怒川森林計画区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ カラマツ	天然生 針葉樹	天然生 広葉樹 用材林	ぼう芽 による 広葉樹
全 域	35年	40年	30年	100年	100年	15年

(注) ア 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

イ 「サワラ」については、「スギ」に、「クヌギ」については「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。

ウ 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

また、成長の早いエリートツリーや早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員（資格を有する県職員）又は本市の林務担当部局とも相談の上、適切な時期に伐採するものとする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案するものとする。

伐採を行う際には森林経営計画および伐採届出等の区域を超えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。

集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその

搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐による。

【立木の伐採（主伐）の標準的な方法の区分】

区 分	内 容
皆 伐	主伐のうち、択伐以外のもの
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

(1) 皆伐

一箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を伐区の間確保する。

林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、保護樹帯の設定や伐区の形状に配慮する。

(2) 択伐

択伐にあっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、確実に複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象に、以下の事項について留意の上実施すること。

伐採率は、植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、材積率で30%以下とする。ただし、伐採後の造林が人工植栽による場合は材積率で40%以下とすることができる。また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施する。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員（資格を有する県職員）又は本市の林務担当部局と相談の上、適切な伐採率等で実施するものとする。

(3) 主伐の林齢

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、下表に示すような生産目標別の仕立方法、期待径級、目安林齢を勘案し、さらに地位を加味した上で、生産目標（利用用途）に応じた林齢で伐採する。したがって、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではない。

樹種	生産目標	仕立方法	期待径数 (cm)	主伐時期の目安 (年)
スギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
	一般材	中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
	一般材	中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

(4) 花粉発生源対策の加速化

花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

(5) 天然更新

伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とする。

なお、更新を確保するため、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、伐採区域の形状、母樹の保存、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採することが望ましい。

3 その他必要な事項

(1) 森林の生物多様性の保全への配慮

伐採の実施に当たっては、森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。

(2) 荒廃竹林の対応

長年放置された荒廃竹林が周辺の森林へ侵入することにより森林の多面的な機能の低下が懸念されているため、適正な伐採により周辺森林への拡大の防止に努める。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林の対象樹種	スギ，ヒノキ，アカマツ，カラマツ	コナラ，クヌギ

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林をすべき樹種は、適地適木を旨として市の区域の森林の自然条件、樹種の特質及び木材の利用状況を勘案して、針葉樹ではスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツを主体に、広葉樹ではコナラ、クヌギ類をはじめとする郷土樹種を主体とする。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れる。

なお、苗木の選定については、生産性の向上、造林コストの低減のため、生長に優れたエリートツリー等の苗木や、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の使用を進める。

イ 新たな造林方法の導入や、風致の維持、特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員（資格を有する県職員）又は本市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、皆伐を実施した際の主要樹種の植栽本数については、下表の植栽本数を基準とする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）
ス ギ	密仕立て	4, 0 0 0
	中仕立て	3, 0 0 0
	疎仕立て	2, 0 0 0
ヒノキ	密仕立て	4, 0 0 0
	中仕立て	3, 0 0 0

① 複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

- ② 森林の空間利用や特定の動物の生息環境の維持等に配慮した植栽をする場合は、林業普及指導員（資格を有する県職員）又は本市の林務担当部局と相談の上、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。
- ③ 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員（資格を有する県職員）又は本市の林務担当部局と相談の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。
- ④ エリートツリーや大苗を、標準的な植栽本数以外の本数で植栽しようとする場合や、早生樹を植栽しようとする場合は、林業普及指導員（資格を有する県職員）又は本市の林務担当部局と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

① 地拵え

伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地拵え等の方法も検討する。

② 植付け方法

気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植え付ける。

また、育苗期間を短縮でき、植え付けコストの低い「コンテナ苗」の導入を進める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、低コスト造林に資する伐採と植栽を同時に行う一貫型施業を進める。なお、一貫型施業以外の場合の期間については以下のとおり定める。

区 分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林
皆 伐	2年以内	2年以内
択 伐	5年以内	5年以内

※ 年数は当該伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名
天然更新の対象樹種	アカマツ・クヌギ・コナラ その他ぼう芽性広葉樹
うちぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ・コナラ その他ぼう芽性広葉樹

(2) 天然更新の標準的な方法

主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進を図る。

また、更新を確実なものとするため、必要に応じて掻き起こし、刈出し、植え込み等の更新補助作業等の施業を実施する。

ア 期待成立本数及び天然更新すべき立木本数は下表に定める。

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ・コナラ・クヌギ類	10,000本/ha	3,000本/ha

※ 期待成立本数は、伐採後5年を過ぎた時点におけるぼう芽を含めた数
天然更新を行う場合には、期待成立本数の10分の3以上の本数（ただし、草丈50cm以上のものに限る）を更新する。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種更新について、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは掻き起こしを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には、植え込みを行う。

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3～4年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数2～4本を目安として、ぼう芽整理を行い、更新の不十分な箇所には、植え込みを行う。

なお、更新完了の確認方法については、草丈（50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行う。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新すべき期間は、当該伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示すように、「現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100mに存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林」とする。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合は、Ⅱの第2の1の(1)による。

イ 天然更新の場合は、Ⅱの第2の2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の想定立木本数を10,000本/haとし、その本数に10分の3を乗じた本数以上を成立させる。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について定めるものとする。

したがって、下表（目安）以外による間伐を制限するものではない。

- (1) 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行う。収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とする。
- (2) 間伐率は、概ね20～35%とする。（保育間伐では低率、収入間伐では高率）なお、材積に係る伐採率が35%以下、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内で行う。
- (3) 間伐により適度な下層植生を有する林分構造が維持され、樹木の根の発達が促されるように努める。
- (4) 長伐期施業の間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の長期化に努め作業コストの低減を図る。

- (5) 施業の省力化・効率化の観点から列状間伐の導入を検討する。
- (6) 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員（資格を有する県職員）又は本市の林務担当部局と相談の上、適切な間伐率等で実施するものとする。

【生産目標・主伐期に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】

樹種	生産目標	仕立・本数 (本/ha)	間伐時期（目安年）							主伐 (目安)	標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回		
スギ	役物・柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50	標準的な時期と回数は、標準伐期齢未満であれば10年に1回程度、それ以上であれば15年に1回程度とする。
	一般材	中・3,000	18	25	33	41			50		
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50		60		
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80	
	一般材	疎・2,000	25	33	41				50		
ヒノキ	役物・柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60	標準的な時期と回数は、標準伐期齢未満であれば10年に1回程度、それ以上であれば15年に1回程度とする。
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55		65		
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65	75		
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67	80		

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施する。

- (1) 下刈り : 1～7年生程度（必要に応じ期間を変更）
- (2) つる切り : 10年生前後（回数適宜）
- (3) 除伐 : 下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況になった場合（回数適宜）
- (4) 枝打ち : 無節高品質材生産の場合等に必要に応じ実施

第4 公益的機能別施業森林等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する各機能と各機能に対応する公益的機能別施業森林等の名称は、下表のとおりとする。

森林の有する機能の区分		公益的機能別施業森林等の名称	
公益的機能	水源涵養機能	公益的機能別施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養機能維持増進森林)
	山地災害防止機能 ／土壤保全機能		土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／ 土壤保全機能維持増進森林)
	快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)
	保健・レクリエーション機能, 文化機能, 生物多様性保全機能		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健機能維持増進森林)
公益的機能以外の機能	木材等生産機能	木材等生産機能の維持増進を図る森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)

(1) 公益的機能別施業森林の区域

公益的機能別施業森林が重複する区域にあつては、それぞれの機能の發揮に支障がないよう次により定める。

ア 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源かん養保安林やダムの集水域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林等、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

① 發揮を期待する機能

水源涵養機能

② 対象と考えられる区域

- ・ 水源かん養保安林，干害防備保安林
- ・ 湖，ダムの集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林
- ・ 地域の用水源として重要なため池や湧水地溪流等の周辺に存する森林の区域
- ・ 水源涵養機能の評価区分の高い森林

イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂流出防備保安林や、山腹崩壊等により人命や人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出や崩壊の防備、その他山地災害の防備を図るための森林施業を推進すべき森林については区域を定めない。

① 発揮を期待する機能

山地災害防止機能，土壌保全機能

② 対象と考えられる区域

- ・ 土砂流出防備保安林，土砂崩壊防備保安林，落石防止保安林，山地災害危険地区，砂防指定地等周辺
- ・ 山地災害の発生により人命，人家等施設への被害のおそれがある森林
- ・ 山地災害防止機能の評価区分の高い森林等

ウ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林や、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林など、地域の快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

① 発揮を期待する機能

快適環境形成機能

② 対象と考えられる区域

- ・ 防風保安林
- ・ 風害，霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林
- ・ 日常生活に密接な関わりを持ち，塵等の影響を緩和する森林
- ・ 快適環境形成機能の評価区分が高い森林等

エ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林等，保健・文化及び教育活動に寄与する森林や生物多様性を保全する必要がある森林など保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

① 発揮を期待する機能

保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性保全機能

② 対象と考えられる区域

- ・ 保健保安林，風致保安林，都市緑地法に規定する緑地保全地域および特別緑地保全地区，都市計画法に規定する風致地区，文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林
- ・ キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林などの地域の保健や教育的利用等に適した森林
- ・ 史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林
- ・ 希少な生物が生育・生息する森林，陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林

- ・ 保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性保全機能の評価区分が高い森林 等

(2) 公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法

- ア 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ，下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし，標準伐期齢＋10年以上を原則，皆伐を実施する場合は伐採面積の規模を縮小する。
 また，自然条件や地域の要請等に応じ，天然力も活用した施業を推進する。
- イ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 地域の快適な生活環境を保全する観点から，風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし，樹種の多様性を増進する施業や，適切な保育・間伐等を推進する。
- ウ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 憩いと学びの場を提供する観点から，地域住民や都市住民の参画を得るなど，市民に開かれた里山林等の整備を推進するとともに，美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
 また，生物多様性の維持増進についても配慮する。
- イ，ウについては，複層林施業を実施することを基本とし，特に公益的機能の発揮が求められる森林については，択伐による複層林施業を実施することとする。なお，適切な伐区の形状・配置等により，伐採後の林分においても，公益的機能の確保が図れる場合は，長伐期施業を行うことも可能とする。長伐期施業を実施する場合の伐採齢については，標準伐期齢の2倍以上とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

森林の自然条件，森林の機能の評価区分等を参考として，森林の一体性も踏まえつつ木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定める。

(2) 森林施業の方法

木材等の林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給する観点から，森林の健全性を確保し，木材需要に応じた樹種，径級の材木を生育させるための適切な造林，保育及び間伐等を推進するとともに，森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。(Ⅱ－第1－2－(3) 主伐の林齢参照)

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区 分	面 積 (ha)	森林の区域 (林班)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6, 526. 51	国 本 1～21 篠 井 1～25 城 山 1～28 富 屋 1～13 豊 郷 1～15 田 原 1～13 羽 黒 1～33
快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林	841. 70	宇都宮 1～2 姿 川 1～7 雀 宮 1～2 平 石 1～2 清 原 1～30 瑞穂野 1～8 横 川 1～3 絹 島 1～4 古 里 1～11
保健文化機能の維持増進を図る森林	1, 217. 12	国 本 2～3, 8～13 城 山 15～24

※ 平成24年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除く。
コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除く

別表2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

区 分	面 積 (ha)	森林の区域 (林班)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6, 618. 77	国 本 1～21 篠 井 1～25 城 山 1～28 富 屋 1～13 豊 郷 1～15 田 原 1～13 羽 黒 1～33

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

林業の採算性を高め適切な森林整備を進めていくためには、計画的な路網整備や施業の集約化等により効率的な施業を推進していく必要がある。

そのため、森林クラウドシステムの運用により県と市町、林業事業者で森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上、また、航空レーザ計測等により新たに整備した森林資源情報の積極的な活用を図る。

また、森林組合等との長期受委託契約による森林経営計画作成を促進し、森林施業の共同化・合理化に努める。

2 森林の経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

市及び森林組合等による普及活動により森林管理の重要性を周知し、林業経営への参画意欲の拡大を図っていく。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者又は森林経営の委託を受けたものが、単独又は共同で森林経営計画を作成する場合には、下記の事項に留意して作成する。

- (1) 森林経営計画を作成するものは、その計画に掲載し、計画期間中に施業自体を行う必要がない森林においても、森林の荒廃がもたらされないよう継続的に森林保護に努める。
- (2) 施業コストの削減や手入れの遅れた森林の施業を推進するため、林班内に存する森林所有者の合意形成を図り、極力林班内森林所有者全員で計画を作成することに努める。
- (3) 所有者・境界などが不明瞭な区域や不在所有者の森林などにおいては、森林簿・公図・登記簿・課税資産明細書などの書類を参考として、正確を期すよう努める。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 林業事業体と連携した森林経営管理制度の推進

- ・ 様々な条件・状況等から森林の適切な経営管理を行うことができない森林について、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度による森林整備を推進する。
- ・ 森林整備の推進にあたっては、市が経営管理に適する森林を集約し、意欲と能力のある林業事業体へ経営管理を委ねることで森林整備面積の拡大を図っていく。

(2) 施業区域確認の実施

- ・ 制度の推進にあたっては、施業区域の不明森林が制度推進の支障となっていることから、各種森林情報を基に施業区域を森林所有者の同意を得た上で明確化することで施業区域の不明状況を解消し、市が森林所有者から経営管理権を取得していく。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

第5に掲げたとおり、森林組合等への委託による森林経営計画の策定の促進により、森林施業の共同化・合理化に努める。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網整備は、低コスト林業経営を展開し、適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等に不可欠であることから、地域林業の中核となる林道の改良等、効果的な整備を行う。

【路網整備の水準】

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0～15度)	車両系 作業システム	110m 以上	35m 以上
中傾斜地 (15～35度)	車両系 作業システム	85m 以上	25m 以上
急傾斜地 (35度～)	車両系 作業システム	60<50>m 以上	20m 以上
	架線系 作業システム	5m 以上	5m 以上

※あくまで個々の施業地における路網密度の目安

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

※「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

※基幹路網とは、「林道」と「林業専用道」の総称

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度を示している。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の効率的かつ合理的な配置と併せて、複数の森林所有者の森林を取りまとめ施業を一括して実施するための集約化を進めることにより、効率的な森林施業を推進する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保・土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）に則るほか、栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知）に従い適時適切な改良等に努める。

イ 基幹路網の整備計画

本市の基幹路網の整備にあたっては、適時適切な改良等に努める。（別表4）

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け林整整第8

85号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備するため、栃木県森林作業道作設指針(平成23年6月17日環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知)に従い整備する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

ウ その他必要な事項

高性能林業機械の導入による生産性の向上や生産コストの低減を図るため、木材の積み込み土場の確保や効率的な路線配置に努め、伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン(平成30年7月23日栃木県環境森林部林業木材産業課通知)に基づき、適切な整備を行うこととする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

「栃木県林業従事者育成確保基金」による林業労働力対策事業や、栃木県が実施する栃木県林業大学校を中核とした林業従事者の育成・確保事業について、森林組合などの市内林業事業者や就業を希望する者が、それらの事業を有効に活用することができるよう事業実施者に働きかけていく。

また、栃木県と連携・調整を図りながら、森林環境譲与税を活用した人材育成・確保にも取り組む。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械の導入については、これまでも各種補助事業等の活用により積極的に推進してきたところであるが、今後も、森林経営管理制度の創設に伴う林業事業者の増加に併せ、林業事業者による高性能林業機械の導入や更新を促進していく。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

整備された生産施設を活用し、県の作成した「栃木県きのこ生産工程管理基準」に基づいた生産により、安全・安心の確保と品質の向上を図りながら、しいたけなどの特用林産物の生産向上に努める。

4 木材合法性確認の取組強化

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づき、木材関連事業者

による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

本市では城山地区をはじめとして北西部において一部ニホンジカによる被害が確認されている。そのため、食害や剥皮等の被害がある森林又は被害森林の周辺に位置し、被害発生のおそれがある森林について、伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な生育を確保するため、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）、国の「森林生態系多様性基礎調査データ」に基づき、林班を最小単位とする「鳥獣害防止森林区域」を下記のとおり設定し、森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣被害を防止するため、森林所有者によるネットや柵の設置等による保護の促進や、わなの設置等による捕獲を行う。

別表3【鳥獣害防止森林区域】

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積（h a）
ニホンジカ	城	11, 12, 14, 16	896.27
		17, 18, 19, 20	
	山	21, 22	
	国	1, 2, 4, 5	169.91
	本		

2 その他必要な事項

実施状況については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により確認に努める。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害等の被害対策については、県や関係機関と情報の共有化を図り、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

枯れ木が発見された場合は、伐倒等を実施することとともに、全国的な森林病虫害等被害の拡大に鑑み、今後も関係機関等と密に情報共有し、監視体制の強化を図るとともに、県と連携し、被害発生時の防除に備える。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害や対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、その防止に向け、森林被害のモニタリングの実施や、森林所有者や森林組合等からの情報収集等に努め、その結果を踏まえて、鳥獣保護管理施策や農林業被害対策等との調整を図り、関係行政機関等と連携した被害対策を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、森林所有者や登山者などの入山者に対し、林野火災予防の普及啓発物品の配布による周知などを行うとともに、林野パトロールや注意横断幕の設置などを実施し、林野火災の防止に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、宇都宮市火入れに関する条例（昭和59年6月27日条例第29号）及び宇都宮市火入れに関する条例施行規則（昭和59年6月27日規則第35号）を遵守する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能増進に関する特別措置法第3条に規定する基本方針に基づく「森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林」については該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林，保育，伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定による区域について、次のとおり定める。

区域名	林班	区域面積 (ha)
篠井	篠井1～25林班	1,370
富屋	富屋1～13林班	754
豊郷	豊郷1～15林班	400
国本	国本1～21林班	667
城山	城山1～28林班	1,377
羽黒	羽黒1～33林班	1,782
田原	田原1～13林班	367

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林公園周辺地域の森林整備や林道の維持管理について、森林施業及び路網整備により適切な維持管理に努めていくとともに、住民や企業と協力しながら森林整備を実施し、地域の森林資源を活用した地域振興を図っていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林公園周辺の森林について、森林と人とのふれあいの場として県内外からの観光客に親しまれていることから、公益的機能の維持増進に努めていく。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」、「森林・山村多面的機能発揮対策事業」について、地域住民に対して周知を行うことで、住民が連携・協力し、それらの事業を活用した里山林整備等を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度について、森林組合等の林業事業者と連携を図りながら、森林所有者への意向調査の実施、経営管理権の設定、森林経営管理権集積計画の作成、測量調査など、適切な対応により事業を推進していく。

7 その他必要な事項

(1) 市有林の整備

本市は、スギ・ヒノキ等の人工林を主とした 175ha の市有林を管理しており、計画的に保育・間伐等を行い、活力のある森林の育成を図る。

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

保安林など、法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、各制限に従って施業を行う。

(3) 伐採届・林地開発制度に関する事項

森林法に基づく、「伐採及び伐採後の造林の届出」、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」、「森林の土地の所有者届出制度」「林地開発許可制度」について厳正な運用に努める。

なお、太陽光発電施設の設置にあたっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要となる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置等の、改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解促進に配慮することとする。

(4) 国有林との連携に関する事項

林業事業者においては、国有林との隣接地域での、路網・土場等の共同利用による森林施業の効率化や、国有林材のシステム販売との協調出荷など国有林との連携に努める。

(5) 地域材の利用促進に関する事項

森林の有する様々な機能の発揮と林業木材産業の振興のため、平成 29 年に制定された「栃木県産材木材利用促進条例（とちぎ木づかい条例）」及び「宇都宮市公共建築物等における木材利用の促進に関する基本方針」に基づき、地域材の利用促進に努める。

(6) 盛土等の安全対策の適切な実施

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の制度の厳正な運用に努める。

別表4 基幹路網の整備計画

林道の開設計画

開設／拡張	種類	区分	路線名	延長 (m)	利用区域面積		前半5カ年 の計画箇所
						ha	
開設	自動車道	林業専用道	栗谷沢線	450	50	ha	○
開設	自動車道	林業専用道	根当地線	500	45	ha	○
開設	自動車道	林業専用道	三山沢線	200	15	ha	
開設	自動車道	林業専用道	大蛇場線	800	25	ha	
開設	自動車道	林業専用道	天ヶ沢線	810	24	ha	
計				2,760	159	ha	

林道の拡張（改良）計画

開設／拡張	種類	位置	路線名	延長 (m)	(箇所数)		前半5カ年 の計画箇所
						箇所	
拡張(改良)	自動車道	篠井町日向	中篠井線	100	2	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	福岡町善棚	古賀志線	220	4	箇所	
拡張(改良)	自動車道	新里町羽黒黒岩	栗谷沢線	80	1	箇所	
拡張(改良)	自動車道	徳次郎町牛沢	牛沢天王寺線	150	2	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	大網町堂網	大畑線	100	2	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	石那田町木曾入	池の鳥屋線	70	1	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	石那田町桑原入	薬師入線	10	1	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	篠井町堀の内	大篠線	40	1	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	福岡町細野	細野線	150	1	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	新里町羽黒黒岩	新里2号線	265	1	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	新里町羽黒黒岩	新里3号線	1,100	1	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	福岡町細野	長倉入線	30	2	箇所	
拡張(改良)	自動車道	新里町ヤタロウザワ	土平線	200	1	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	今里町宮越	今里羽黒山線	150	2	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	宮山田町矢白	矢白線	290	2	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	関白町大荷山	柳沢線	60	2	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	高松町深沢	深沢線	150	2	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	冬室町大蛇場	大蛇場線	30	3	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	上小池町大日向	上小池線	30	1	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	新里町藤山	鞍掛線	50	2	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	田野町七曲	西多気線	50	1	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	大網町坂の上	石山線	20	1	箇所	

拡張(改良)	自動車道	大網町黒戸	大網2号線	100	10	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	中里町	妙見線	30	1	箇所	○
拡張(改良)	自動車道	中里町松越路	西山線	30	1	箇所	
拡張(改良)	自動車道	冬室町菖蒲坂	西山コガヤ線	620	1	箇所	
拡張(改良)	自動車道	大網町オオアナ	大岩線	50	2	箇所	
拡張(改良)	自動車道	福岡町入山	中の入線	30	1	箇所	
拡張(改良)	自動車道	福岡町オケラガ入	オケラガ入支線	20	1	箇所	○
拡張(改良)計				4,225	53	箇所	

林道の拡張(舗装)計画

開設/拡張	種類	位置	路線名	延長(m)	前半5カ年の計画箇所
拡張(舗装)	自動車道	石那田町大日向	古木沢線	540	
拡張(舗装)	自動車道	上小池町大日向	上小池線	465	○
拡張(舗装)	自動車道	石那田町木曾入	池の鳥屋線	710	○
拡張(舗装)	自動車道	飯山町河原ヶ入	河原ヶ入線	620	○
拡張(舗装)	自動車道	飯田町山口	山口線	960	○
拡張(舗装)	自動車道	新里町栗谷入	栗谷沢2号線	450	○
拡張(舗装)	自動車道	徳次郎町牛沢	雪室線	55	
拡張(舗装)	自動車道	田野町ゴテンヤマ	南多気線	664	
拡張(舗装)	自動車道	新里町内越	富士山線	1,260	
拡張(舗装)	自動車道	宮山田町矢白	矢白3号線	440	
拡張(舗装)	自動車道	関白町大荷山	柳沢線	520	
拡張(舗装)	自動車道	関白町大荷山	柳沢線	550	○
拡張(舗装)	自動車道	冬室町大蛇場	大蛇場線	810	○
拡張(舗装)	自動車道	高松町深沢	深沢線	940	
拡張(舗装)計				8,984	